

令和2年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

○令和2年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は、6月1日（月）から8月31日（月）までとなります。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告の際は、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

○令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険の納付が必要となります（高年齢労働者に係る保険料免除がなくなります）。

○労災保険率及び雇用保険率は令和元年度と同率となります。

○資本金等1億円を超える特定の法人事業所においては、電子申請での提出が義務化されます。

○労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。
申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

参考

『納付日』

| 納期 | 第1期 | 第2期 | 第3期 |
|-------------|--------|--------|-------|
| □口座振替利用無の場合 | 8月31日 | 11月2日 | 2月1日 |
| □口座振替納付日 | 10月31日 | 11月16日 | 2月15日 |

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長しております。

※2 令和2年度全期（第1期）の口座振替納付日は、9月7日から10月13日に変更されています。

(問い合わせ先)

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号

TEL 029-224-6213

(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、各 労働基準監督署・各 公共職業安定所